

## 米国 Social Security Administration(SSA)による日本の厚生年金保険等に係る米国社会保障年金制度の減額措置（W E P）の廃止について

- 米国の社会保障年金制度には、当該年金に加えて、日本の厚生年金保険等の米国の社会保障税に基づかない雇用に基づく年金を受給している方の支給額を一定割合減じるW E P（Windfall Elimination Provision）という制度がありました。
- このたび、2025 年 1 月 5 日に制定された社会保障公正法（Social Security Fairness Act）によってW E P制度が廃止され、2024 年 1 月分（2024 年 2 月受取分）以降の年金について本件改正が適用されることとなりました。
- 既に米国の社会保障年金を受給し、W E Pの適用を受けている方については、2025 年 3 月中（4 月の年金支給までの間）に、順次、米国 S S A（Social Security Administration）において支給額が調整されますので、年金の受取に関する住所や口座情報が最新であることを確認するよう推奨されています。
- その他、本件の施行に関する情報は米国 S S A の下記ウェブサイトにおいて順次更新されますので、ご確認ください。

<https://www.ssa.gov/benefits/retirement/social-security-fairness-act.html>

- なお、2023 年 12 月分（2024 年 1 月受取分）以前の年金については引き続きW E Pが適用されますが、2022 年 8 月に、米国 S S Aにおいて日本の国民（基礎）年金についてはW E Pが適用されない旨の見直しが行われています。

こちらについても過去の支給分の見直し作業が引き続き実施されており、必要と判断された方には随時給付額の訂正が行われる予定です。

以下のお知らせも併せてご参照ください。

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/wep.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/wep.html)

米国 SSA による本件の詳細についてお知りになりたい方は、以下にお問い合わせください。

### 1 米国 SSA ローカルオフィス

<https://www.ssa.gov/locator/>

### 2 在東京米国大使館の連邦年金課

在東京米国大使館連邦年金課

〒107-8420

東京都港区赤坂 1-10-5 電話：03-3224-5000 Fax：03-3224-5144

米国社会保障年金お問い合わせフォーム

<https://jp.usembassy.gov/ja/services-ja/fbu-inquiry-form-ja/>